

# 自然災害に伴う大会の中止及び選手と競技役員 の安全確保マニュアル

平成25年10月13日 制定  
平成30年 8月25日 改正  
令和 2年 4月26日 改正

首記の件、県大会主管大会開催時において、地震や台風等の自然災害に伴う選手と競技役員  
の安全を確保するため、下記の自然災害等が発生した場合は大会を中止する。

なお、支部開催の大会についても、同様の基準にて対応いただければ、会員や競技役員  
の皆さまの安全が確保でき、また本文の内容が県内で徹底出来ます。

## 1. 用語

- 1) 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な  
災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に気象庁が発表する。
- 2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報。

※ 静岡県内の小・中学校は特別警報、警報が発表された時点で、ほぼ休校になる。

## 2. 大会の中止

- 1) 県内の一部の地域に特別警報又は避難勧告が出された場合は、全ての大会は中止とする。  
特別警報の対象：大雨(土砂、浸水)、暴風、大津波(3m以上)、噴火、地震(6弱以上)
- 2) 県内の一部の地域に警報が出された場合は、小・中・高校生の大会は中止にする。  
警報の対称：大雨と暴風が同時、又は暴風、地震(5弱以上)

## ◆中止判断 大会当日の午前5時～8時の間に、2項の1)、2)が継続又は発表された場合。

特別警報や警報の確認は各自でテレビ、ラジオ等をお願いします。

主管支部は安全が確保されている場合、体育館に向き大会の中止を貼紙等で標示する。

3. 選手が特別警報又は警報地域による大会の中止に気づかず、体育館に来てしまった場合  
1) 体育館の職員の指示に従うこと。

- 2) 体育館の職員が不在の場合、帰宅の可否は自己判断によること。

## 4. 大会中に特別警報や警報が発表された場合

- 1) 競技委員長又は担当役員が体育館の職員に事前に確認し、その指示に従う。
- 2) 競技委員長又は担当役員は、事前に体育館に地震や気象警報の発表時の対応を確認し、  
開会式で緊急時の対応について説明・確認する。

【県卓及び支部役員は、携帯電話の地震等災害情報システムを設定する。】

- 3) 地震が発生したら、①身を守る行動をとる ②指示に従い避難・待機 ③安全確保情報を  
伝達する。

## 5. 静岡県卓球協会と協議した上での中止

- 1) 静岡県内で全体、又は一部の地域で(支部の地域) 台風の直撃が予想される場合は、会長  
と理事長と主管支部の理事長と協議して決定する。
- 2) その他、選手、役員  
の安全を確保出来ない状況が発生した場合は、会長と理事長と主管支  
部の理事長と協議して決定する。

6. 振り替え予選会は、会長、理事長、主管支部理事長で協議のうえ実施の可否を決定し、  
別途県卓ホームページ等で連絡する。

## 7. 県予選会中止時の本大会出場者は、選考委員会で下記の内容に従い決定する。

- 1) 県ランキングの上位者から順次決定する。
- 2) 近々の東海大会以上の成績から、順位を決定する。
- 3) 近々の県内大会の成績から、順位を決定する。
- 4) 昨年の同大会の成績から、順位を決定する。

## 8. 大会の参加料の返却

- 1) 大会が中止になった場合は、必要経費を差し引いた金額を1000円単位で返却する。

この本文は平成26年4月20日から適用する。

## 大会で使用する体育館の緊急対応マニュアルの確認

### 1. 事前準備

- 1) 大会を開催する体育館に自然災害等における緊急対応マニュアルが作成されているか、確認する。  
確認事項 ◦避難口と避難経路図の入手 ◦避難場所 ◦体育館使用中止の判断内容  
・緊急対応マニュアルがあれば、そのマニュアルに沿って体育館側から説明いただく。  
・緊急対応マニュアルがない場合、体育館側の緊急対応における処置方法を確認する。
- 2) 競技役員は緊急地震速報等災害緊急情報がキャッチできるように、設定しておくこと。

## 大会の参加選手への告知事項

### 1. 開会式で挨拶文

大会期間中に火災乃至自然災害が発生した場合は緊急場内放送をしますので、その指示に従って下さい。

#### ◆火災発生の場合

身近な手荷物だけ持って、競技役員の指示に従って下さい。

プログラムの○ページに避難口が示されていますので、事前に確認して下さい。

#### ◆地震発生の場合

慌てないで丈夫そうな柱のそばに避難し、頭部をバッグ等で保護する等緊急措置し、揺れが収まるまで待機して下さい。

試合中の選手は、卓球台の下に避難し、揺れが収まるまで待機して下さい。

競技役員は机の下か、丈夫そうな柱のそばに避難して下さい。

地震の状況に応じて場内放送をしますので、その指示に従って下さい。

上記事項は平成25年10月13日に制定し、翌年4月20日から適用する  
平成30年8月25日に字句修正（令和2年4月26日に再修正）